

前橋市自転車等の放置の防止に関する条例の改正について（議案第 1 2 8 号）

道路管理課

1 改正の理由

社会情勢の変化を踏まえ、所要の改正を行う。

2 主な内容

自転車の所有者に対し、当該自転車に住所、氏名等を明記すること及び法律で義務化されている防犯登録を受けることを努力義務として課している規定を削る。

3 施行期日

公布の日